



Q

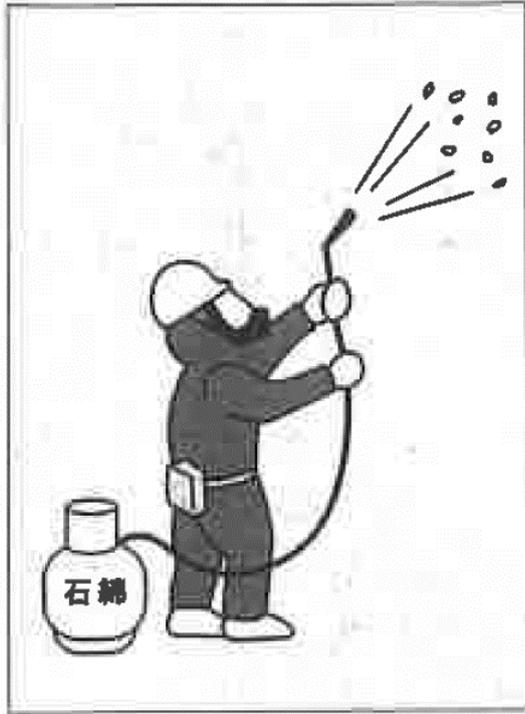
夫は以前、建築の仕事で石綿を取り扱う作業により中皮腫を発症し、労災認定されました。労災の給付とは

A

別に、給付金を受給できると聞いたのですが、どのような制度でしょうか。

石綿にさらされる建設業務(特定

夫は以前、建築の仕事で石綿を取り扱う作業により中皮腫を発症し、労災認定されました。労災の給付とは



建設アスベスト給付金制度をご存じですか

性胸膜肥厚・石綿肺(じん肺)管理区分が管理2、4であるもの・これに相当するもの・良性的石綿(胸水)にかかった労働者や一人親方等(亡くなられている場合には、遺族)であることなど、一定の要件を満たす場合に給付金等が支給されます。

また、この給付金等の請求手続きの利便性の向上を図るため、石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定や、石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定をすでに受けた方やそのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施しています。

この給付金制度の支給要件や請求手続きの詳細等については、厚生労働省ホームページや鳥取労働局及び労働基準監督署で配布しているパンフレット等をご参照ください。

また、相談ダイヤルも設置しておりますのでご利用ください。

労災保険相談ダイヤル0570-006031

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001143639.pdf>